

令和3年度介護報酬改定における 改定事項について （LIFE関係抜粋）

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。
詳細については、関連の告示等を御確認ください。

2.(3)⑫ 介護医療院の薬剤管理指導の見直し

概要

【介護医療院】

- 介護医療院の薬剤管理指導について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを新たに評価する。【告示改正】

単位数

<現行>
薬剤管理指導 350単位/回（週1回、月4回まで） ⇒ <改定後>
変更なし
20単位/月（新設）
※1月の最初の算定時に加算

算定要件等

- 次に掲げる要件を満たす場合、同月の最初の薬剤管理指導算定時に限り加算。
 - ・ 入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方にあたって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

3.(1)② リハビリテーションマネジメント加算の見直し①

概要

【訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★】

- 自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取組を促す観点から、リハビリテーションマネジメント加算について以下の見直しを行う。
 - ・ 報酬体系の簡素化と事務負担軽減の観点から、リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）及び介護予防のリハビリテーションマネジメント加算は廃止し、同加算の算定要件は基本報酬の算定要件とし、基本報酬で評価を行う。【告示改正】
 - ・ 訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの評価の整合性を図る観点から、リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）の評価の見直しを行う。【告示改正】
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）を廃止。定期的なリハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しが要件とされるリハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）・（Ⅲ）において、事業所がCHASE・VISITへデータを提出しフィードバックを受けPDCAサイクルを推進することを評価する。【告示改正】
 - ・ CHASE・VISITへの入力負担の軽減やフィードバックにより適するデータを優先的に収集する観点から、リハビリテーション計画書の項目について、データ提供する場合の必須項目と任意項目を設定する。【通知改正】
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算の算定要件の一つである「定期的な会議の開催」について、利用者の了解を得た上で、テレビ会議等の対面を伴わない方法により開催することを可能とする。【通知改正】

3.(1)② リハビリテーションマネジメント加算の見直し②

単位数

【訪問リハビリテーション】

< 現行 >

リハビリテーションマネジメント加算 (I) 230単位/月

⇒

< 改定後 >

廃止

リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ
180単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (II) 280単位/月

⇒

リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ
213単位/月 (新設)

リハビリテーションマネジメント加算 (III) 320単位/月

⇒

リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ
450単位/月
リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ
483単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (IV) 420単位/月

⇒

廃止 (加算 (B) ロに組み替え)

(介護予防)

リハビリテーションマネジメント加算 230単位/月

⇒

廃止

3.(1)② リハビリテーションマネジメント加算の見直し③

| 単位数 | |
|-------------------------------|------------------------------|
| 【通所リハビリテーション】 | |
| < 現行 > | < 改定後 > |
| リハビリテーションマネジメント加算 (I) 330単位/月 | ⇒ 廃止 |
| リハビリテーションマネジメント加算 (II) | リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ |
| 同意日の属する月から6月以内 850単位/月 | ⇒ 同意日の属する月から6月以内 560単位/月 |
| 同意日の属する月から6月超 530単位/月 | ⇒ 同意日の属する月から6月超 240単位/月 |
| | リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ (新設) |
| | ⇒ 同意日の属する月から6月以内 593単位/月 |
| | ⇒ 同意日の属する月から6月超 273単位/月 |
| リハビリテーションマネジメント加算 (III) | リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ |
| 同意日の属する月から6月以内 1,120単位/月 | ⇒ 同意日の属する月から6月以内 830単位/月 |
| 同意日の属する月から6月超 800単位/月 | ⇒ 同意日の属する月から6月超 510単位/月 |
| | リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ |
| | ⇒ 同意日の属する月から6月以内 863単位/月 |
| | ⇒ 同意日の属する月から6月超 543単位/月 |
| リハビリテーションマネジメント加算 (IV) | ⇒ 廃止 (加算 (B) ロに組み替え) |
| 同意日の属する月から6月以内 1,220単位/月 | |
| 同意日の属する月から6月超 900単位/月 | |
| (3月に1回を限度) | |
| (介護予防) | |
| リハビリテーションマネジメント加算 330単位/月 | ⇒ 廃止 |

3.(1)② リハビリテーションマネジメント加算の見直し④

算定要件等

【訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション】

○リハビリテーションマネジメント加算の要件について

<リハビリテーション加算（A）イ>

- ・ 現行のリハビリテーション加算（Ⅱ）と同要件を設定

<リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ>

- ・ リハビリテーション加算（A）イの要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

<リハビリテーションマネジメント加算（B）イ>

- ・ 現行のリハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）と同要件を設定

<リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ>

- ・ 現行のリハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）と同要件を設定

○CHASE・VISITへのデータ提供の内容について

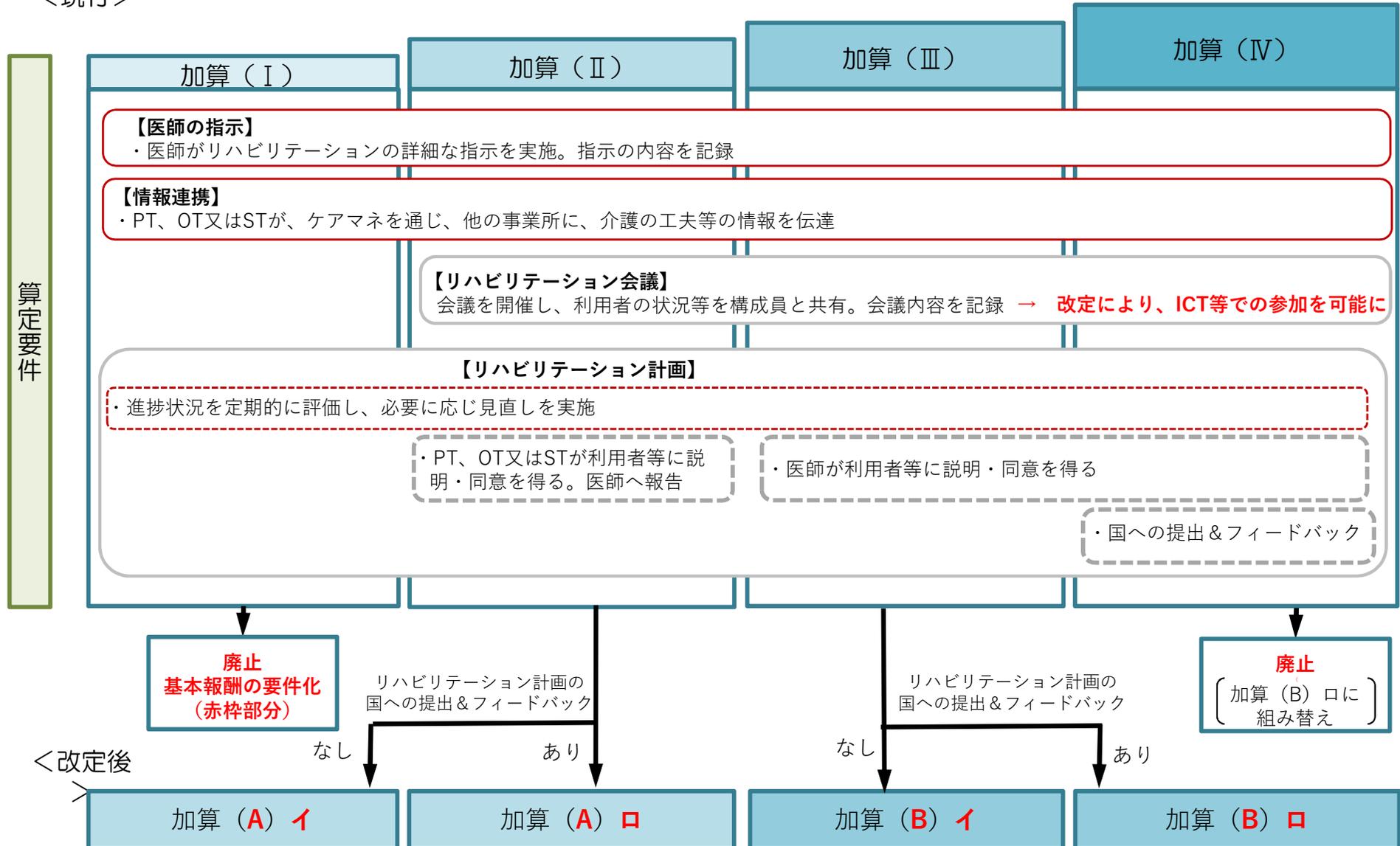
CHASE・VISITへの入力負担の軽減及びフィードバックにより適するデータを優先的に収集する観点から、リハビリテーション計画書の項目について、データ提出する場合の必須項目と任意項目を設定。

○リハビリテーション会議の開催について

リハビリテーションマネジメント加算の算定要件の一つである「定期的な会議の開催」について、利用者の了解を得た上で、テレビ会議等の対面を伴わない方法により開催することを可能とする。

訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算の見直しイメージ

<現行>



3.(1)③ リハビリテーションマネジメント等の見直し

概要

【介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護老人保健施設（リハビリテーションマネジメント）及び介護医療院（特別診療費（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）について、自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取組を促す観点から、訪問リハビリテーション等と同様に、CHASE・VISITへリハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受けてPDCAサイクルを推進することを評価する新たな加算を創設する。【告示改正】

単位数

<現行>
なし

<改定後>

⇒ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（老健） 33単位/月（新設）
理学療法、作業療法又は言語聴覚療法に係る加算（医療院） 33単位/月（新設）

算定要件等

- 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること。
- 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

3.(1)⑨ 通所介護における個別機能訓練加算の見直し

| | |
|---|------------------|
| 概要 | 【通所介護、地域密着型通所介護】 |
| ○ 通所介護・地域密着型通所介護における個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、加算の取得状況や加算を取得した事業所の機能訓練の実施状況等を踏まえ、従来の個別機能訓練加算（Ⅰ）と個別機能訓練加算（Ⅱ）を統合し、人員配置基準等算定要件の見直しを行う。【告示改正】 | |

| | | | |
|------------|--------------|--------|--------------------|
| 単位数 | | | |
| <現行> | 個別機能訓練加算（Ⅰ） | 46単位/日 | |
| | 個別機能訓練加算（Ⅱ） | 56単位/日 | |
| <改定後> | 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ | 56単位/日 | |
| | 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ | 85単位/日 | ※イとロは併算定不可 |
| | 個別機能訓練加算（Ⅱ） | 20単位/月 | （新設）※加算（Ⅰ）に上乘せして算定 |

| | | | |
|-------------------|--|-------------------------|------------------------------|
| 算定要件等 | | | |
| ニーズ把握・情報収集 | 通所介護・地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。 | | |
| 機能訓練指導員の配置 | （Ⅰ）イ | 専従1名以上配置 （配置時間の定めなし） | （Ⅰ）ロ |
| | | | 専従1名以上配置 （サービス提供時間帯通じて配置） |
| | ※人員欠如減算・定員超過減算を算定している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。 ※イは運営基準上配置を求めている機能訓練指導員により満たすこととして差し支えない。ロはイに加えて専従で1名以上配置する。 | | |
| 計画作成 | 居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。 | | |
| 機能訓練項目 | 利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。訓練項目は複数種類準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。 | | |
| 訓練の対象者 | 5人程度以下の小集団又は個別 | | |
| 訓練の実施者 | 機能訓練指導員が直接実施（介護職員等が訓練の補助を行うことは妨げない） | | |
| 進捗状況の評価 | 3ヶ月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。 | | |

<加算(Ⅱ)>加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること（CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用）

3.(1)⑫ 介護付きホームにおける個別機能訓練加算の見直し

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】

- (地域密着型)特定施設入居者生活介護(予防含む)における個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

| | | | |
|----------|--------|---------|-------------------------|
| < 現行 > | | < 改定後 > | |
| 個別機能訓練加算 | 12単位/日 | ⇒ | 個別機能訓練加算(Ⅰ) 12単位/日 |
| | | | 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位/月 (新設) |
| | | | ※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算可。 |

算定要件等

- < 個別機能訓練加算(Ⅱ) >
- 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。

3.(1)⑬ 特別養護老人ホームにおける個別機能訓練加算の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- (地域密着型) 介護老人福祉施設における個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

| | | | |
|----------|--------|---------|---------------------------|
| < 現行 > | | < 改定後 > | |
| 個別機能訓練加算 | 12単位/日 | ⇒ | 個別機能訓練加算 (I) 12単位/日 |
| | | | 個別機能訓練加算 (II) 20単位/月 (新設) |
| | | | ※ (I) と (II) は併算可。 |

算定要件等

< 個別機能訓練加算 (II) >

- 個別機能訓練加算 (I) を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。